



すすき

税務と経営

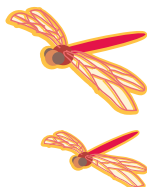
編集発行人
税理士

三木 泰

事務所 〒597-0071
貝塚市加神1-11-17
TEL 072(431)1644

◆ 9月の税務と労務

- 国 税／8月分源泉所得税の納付 9月10日
- 国 税／7月決算法人の確定申告(法人税・消費税等) 9月30日
- 国 税／1月決算法人の中間申告 9月30日
- 国 税／10月、1月、4月決算法人の消費税等の中間申告
(年3回の場合) 9月30日



9月

(長月) SEPTEMBER

16日・敬老の日 23日・秋分の日

日	月	火	水	木	金	土
1	2	3	4	5	6	7
8	9	10	11	12	13	14
15	16	17	18	19	20	21
22	23	24	25	26	27	28
29	30	.	.	.	.	

ワン
ポイント

消費税転嫁円滑化法の施行 平成26年4月と27年10月からの消費税率引上げの際に、納入業者が大規模小売店等から消費税の転嫁を拒否されないよう措置した法律。一定の場合には事業者団体が消費税の転嫁カルテルを結ぶことや、総額表示義務の除外、禁止されるセール表示などが規定され、一部を除き本年10月1日から施行されます。

金融・証券税制の

改正ポイント

金融所得課税の一体化のための改正のほか、少額投資非課税制度（NISA）の拡充などが図られる一方、現行の証券税制の軽減税率は平成二十五年末で廃止されます。これらの改正ポイントを整理してみます。

1 証券税制の一〇%軽減税率の廃止

当初、平成二十年十二月末及び平成二十一年三月末で廃止される予定だった上場株式等に係る配当及び譲渡等の一〇%軽減税率（所得税七%、住民税三%）は、延長に次ぐ延長を重ね、平成二十五年十二月三十一日まで適用されます。

軽減税率は、平成二十五年十二月三十一日で廃止され、廃止後の税率は二〇%（所得税

一五%、住民税五%）となります。

なお、所得税部分には、復興特別所得税が別途課税されるため、源泉徴収に係る税率は、二〇・三一五%（所得税一五・三二五%、住民税五%）となります。

2 NISA

金融所得課税の一体化の取り組みの中で、個人の株式市場への参加を促進する観点から創設された制度で、少額の上場株式等への投資を非課税にするものです。イギリスのISA（個人貯蓄口座）を参考にして作られたことから、「日本版ISA」（NISA）と呼ばれています。

平成二十二年度税制改正の際に創設されましたが、上場株式等の配当・譲渡等の軽減税率の

終了後に施行される予定であったため、軽減税率終了後の平成二十六年一月一日以降に導入されます。

このNISAが、平成二十五年年度税制改正により、次のように大幅に拡充されています。

(1) 非課税口座開設期間

非課税口座を開設できる期間は、平成二十六年一月一日から二十八年十二月三十一日までの三年間とされていましたが、三十五年十二月三十一日までの一年間に拡大されました。

非課税口座では、毎年非課税管理勘定を設定して、年間で合計一〇〇万円以下の上場株式等

を受け入れることができます。

(2) 非課税期間

非課税管理勘定に受け入れられた株式については、勘定設定日から同日の属する年の一月一日以後五年以内に支払を受ける配当等、五年以内にその株式等を譲渡した場合の譲渡益がそれぞれ非課税とされます。

(3) 受け入れ可能株式等

非課税管理勘定に受け入れることができる上場株式等は、その非課税口座を開設した金融商品取引業者等を通じて新たに取得した上場株式等とその非課税口座に係る他の年分の非課税管理勘定から移管される上場株式等です。

したがって、五年間の非課税期間を経過した年分の非課税管理勘定株式を受け入れて、それからさらに五年間非課税の適用を受けることが可能です。

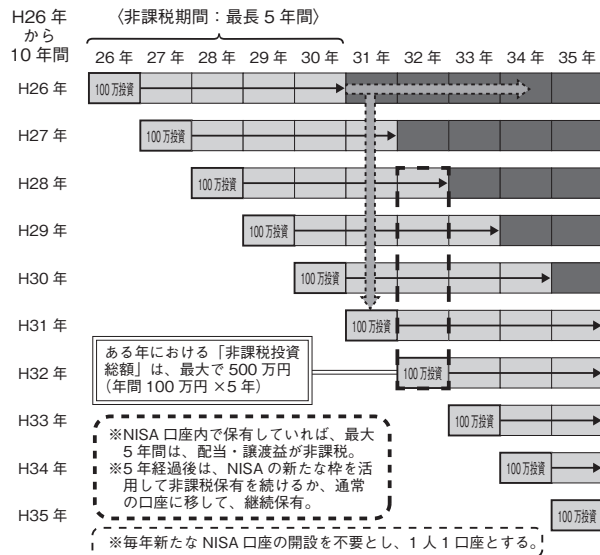
(4) 手続き

非課税の適用を受けるためには、非課税口座を開設する金融商品取引業者等の営業所を通じて、税務署長に対して「非課税適用確認書」の交付を申請する必要があります。



NISA の仕組み

勘定設定期間	基準日
平成 26 年 1 月 1 日から 平成 29 年 12 月 31 日まで	平成 25 年 1 月 1 日
平成 30 年 1 月 1 日から 平成 33 年 12 月 31 日まで	平成 29 年 1 月 1 日
平成 34 年 1 月 1 日から 平成 35 年 12 月 31 日まで	平成 33 年 1 月 1 日



1. 非課税対象 : 非課税口座内の少額上場株式等の配当、譲渡益等
2. 非課税投資額 : 口座開設年に、①新規投資額および②継続適用する上場株式等の時価の合計額で 100 万円を上限（未使用枠は翌年以降繰越不可）
3. 非課税投資総額 : 最大 500 万円（100 万円 × 5 年間）
4. 保有期間 : 最長 5 年間、途中売却は自由（ただし、売却部分の枠は再利用不可）
5. 口座開設数 : 年間 1 人 1 口座（毎年新たな口座開設は不要）
6. 開設者 : 居住者等（その年 1 月 1 日において満 20 歳以上である者）
7. 口座開設期間 : 平成 26 年～35 年（10 年間）

非課税適用確認書には、上表の勘定設定期間に応じた基準日における住所等が記載されることになっています。

3 金融所得課税の一体化

金融所得課税の一体化のため、次のような課税方法の改正が行われ、平成二十八年一月一日から適用されます。

(1) 特定公社債等

国債や地方債などの特定公社債、公募公社債投資信託の受益権、証券投資信託以外の公募投資信託の受益権、特定目的信託の社債的受益権で公募のもの（「特定公社債等」という）について、その利子等が源泉分離課税の対象から除外され、原則として二〇・三・一五％の税率による申告分離課税とされます。この利子等については、確定申告をしないことが選択できます。特定公社債等を特定口座に受け入れることが可能となり、口座内での損益通算もできます。

(2) 一般公社債等

特定公社債等以外の一般公社債等の利子は、現行の二〇・三・一五％の税率による源泉分離課税

が維持されます。一般公社債等を譲渡した場合には、非課税の対象から除外され、二〇・三・一五％の税率による申告分離課税の対象とされます。

(3) 割引債

割引債を含む公社債の譲渡所得等を二〇・三・一五％の税率による申告分離課税とすることに加えて割引債の償還差益についても譲渡所得等として二〇・三・一五％の税率による申告分離課税とされます。また、発行時の一八％源泉徴収を適用しないこととされ、償還時に二〇・三・一五％の税率で源泉徴収する仕組みに改められます。

(4) 株式等の譲渡所得等の分離課税の改組と通算

株式等の譲渡所得等は、上場株式に係るものと非上場株式に係るものを区分し、公社債等の譲渡所得等と合わせて、①特定公社債等及び上場株式等に係る譲渡所得の分離課税、②一般公社債等及び非上場株式等に係る譲渡所得等の分離課税に改組されます。上場株式の譲渡損益と非上場株式の譲渡損益の相互の通算がなくなります。

外国為替証拠金取引（FX） の課税関係

外国為替証拠金取引（FX）とは、外国為替の売買を、一定の証拠金を担保にして、その証拠金の何十倍の取引単位で行う取引をいいます。

平成24年1月1日以後に行われるFXの差金等決済により生じた損益の課税関係は、次のとおりです。なお、FXには、店頭取引と取引所取引（金融商品取引所の開設する金融商品市場で行われる取引）がありますが、いずれの場合も課税関係は同じです。

(1) 差金決済による差益が生じた場合

他の所得と区分し、「先物取引に係る雑所得等」として、所得税15.315%（復興特別所得税含む。他に地方税5%）の税率で課税されます（申告分離課税）。

なお、「先物取引に係る雑所得等」とは、一定の先物取引による事業所得の金額、譲渡所得の金額及び雑所得の金額の合計額を

いいます。

(2) 差金決済による差損が生じた場合

他の「先物取引に係る雑所得等」の金額との損益通算は可能ですが、「先物取引に係る雑所得等」以外の所得の金額との損益通算はできません。

(3) 差金決済に係る損失の繰越控除

他の「先物取引に係る雑所得等」と損益通算をしてもなお引ききれない損失の金額は、一定の要件の下、翌年以後3年内の各年分の「先物取引に係る雑所得等」の金額から控除することができます。この場合の繰越控除は、次の順序により行います。

- ① 差金等決済に係る損失の金額が前年以前3年以内の2以上の年分に生じたものである場合には、最も古い年分に生じた先物取引の差金等決済に係る損失の金額から順次控除する。
- ② 雑損失の繰越控除を行う場合には、まず、先物取引の差金等決済に係る損失の繰越控除を行った後、雑損失の繰越控除を行う。

事業主が加害者として 損害賠償金を支払ったとき

事業主が交通事故などを起こし、支払った損害賠償金が事業所得の必要経費となるかどうかは、次のように判定します。

まず、事故が業務に関連のないものは必要経費になりません。

次に、業務に関連してはいるが、事故原因に故意又は重大な過失があった場合も必要経費になりません。

この、重大な過失があったかどうかについては、加害者の職業、地位、事故当時の周囲の状況、侵害した権利の内容及び取締法規の有無などの具体的事情を考慮して、加害者が本来払うべきであった注意を払ったかどうかにより判定します。

例えば、交通事故の場合では、無免許運転、高速度運転、酔払運転、信号無視などによる事故は、特別の事情がない限り重大な過失があったとされ、必要経費にはなりません。

社員の通信教育費を負担するときの消費税

会社が通信教育の申込みを行い、通信教育の事業者に対し直接受講料を支払っている場合は、課税仕入れに該当します。しかし、受講料相当額を従業員に対して現金で支給する場合、その額は給与の一部とされるため、課税仕入れには該当しないこととなります。

ただし、その通信教育の受講が会社の業務上必要なものであり、会社が通信教育の受講料を支払っている場合は、会社宛の領収証を徴した分については、会社が支出した費用が通信教育の受講料としてのものであることは明らかであり、また、実質的に会社が直接通信教育を行う事業者を支払う場合と同様であることから、課税仕入れに該当するものとして取り扱われます。